

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき

被 告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

意見陳述書

令和3年1月13日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告代表者代表理事 熊野千恵美

私は、本訴訟の原告である一般社団法人グリーンコープでんき代表理事の熊野千恵美と申します。一般社団法人グリーンコープ共同体の代表理事も兼任しております。

第1回期日に際して、私の方から意見を述べさせていただきます。

(一) はじめに～グリーンコープが訴訟を起こす原点には、グリーンコープの設立とそこに託されたたくさんの母親たちの思いや願いがあります～

私たち・グリーンコープは、1988年3月、九州・山口・広島のせっけん派の小さな地域生協が集まって設立いたしました。以来、「みどりの地球をみどりのままで子どもたちに手渡したい」「何よりも生命(いのち)を大切にする」という理念を掲げて、生命(いのち)を育む食べものづくり、地球の自然環境を守ること、地域に住むすべての人が安心して暮らせる地域づくりなど、さまざまに取り組んできました。それはすべて私たちの暮らしの中から生まれてきたものです。

現在、世界の言葉となってきたSDGs(Sustainable Development Goals)。世界共通の17の持続可能な開発目標を掲げて、貧困や飢餓をなくしすべての人間が人間らしく生きること、環境や気候変動などの問題を解決して地球に豊かな自然環境を取り戻すことなど、経済活動を行う上で地球規模の課題として意識されています。

SDGsが掲げる17の目標はこれまでにグリーンコープが取り組んできたことと驚くほど共鳴しあっており、17の目標そのものに私たちは30年前から取り組んでいることに気づかされました。私たち組合員の「ひとりの人間」としての願いは間違っていなかったと思っています。そして、この目標達成にあたっての「誰一人取り残さない」という柱は、グリーンコープの主体が私たち一人ひとりであることと通じるものです。私たちは「何よりも“いのち”を大切にする」という思いを根幹に、今回の訴訟にも臨んでいます。

(二) 訴訟に至った経過～託送料金訴訟を決意するまでには、多くの検討時間と張るパワーが必要でした。組合員はそれに呼応し向きあってきました～

グリーンコープの取組みの一つに、「自然環境を守る」ことがあります。その課題には、生活には欠かせない「電気」のことが含まれます。

私たちがそれに気付かされたのは、1986年4月26日に起こった Chernobyl 原発事故でした。原子力発電所を強く意識したのも、その時からです。発電施設の仕組みも技術的なことも知らない母親たちが幾度となく学習会を開催し、一から学んでいきました。

「なぜ、原子力発電所は事故を起こしたのだろう」「それによってどんな影響を及ぼしたのだろう」。知れば知るほど、深めていくほど、「どんな技術力があっても、人間がすることである以上、未来永劫に事故が起こらないとも限らない」という心配が募っていました。そして、グリーンコープとして、「人間のいのちと原発は共存できない」という確信をもちました。原発のない社会を実現したいという願いが、今に至っています。

そして、「願うだけ、学習するだけではいけない」「電気を任せにせず、自分たちの電気は、自分たちで作ろう」と決意せざるを得ないことが起こってしまいました。2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故でした。私たちは東日本大震災の起きた日から支援活動をはじめ、被災地に「共生地域創造財団」という支援組織を立ち上げ、精力的に支援活動をしてきました。現在も継続しています。少しずつ被災地が復興していく姿に組合員は喜びをかみしめ、被災地の皆さんと連帯関係を築いてきました。被害が甚大だったところでも、時間の経過とともに復興に向かっていき、被災者の皆さん生きようとする力に、私たち自身が励まされることも多々ありました。しかし、福島、とりわけ放射能汚染がひどい地域の復興支援については、地震の被害に加え放射能汚染という問題が横たわっており、その痛みに寄り添うためには、現地の実態をきちんと知ることが大切だと思っています。

こうした被災地支援と同時に、2012年10月、私たちは、新電力事業者として「一般社団法人グリーンコープでんき」を設立しました。自然エネルギー（再生可能エネルギー）による発電所づくりから始め、そして、2016年4月からは電気の小売を開始し、やがて電源を確定できるようになり、原子力発電所が発電した電気は使わない、原発フリーの電気を実現することができました。今は、原発フリーに加えて、二酸化炭素排出ゼロ（※）の電気を供給することができるようになっています。

※ 電気事業者別排出係数ゼロ＝平成30年度実績（環境省・経済産業省公表）

グリーンコープが母体となった「一般社団法人グリーンコープでんき」には大切なキーワードがあります。グリーンコープが行う電気事業は単なる事業ではなく、グリーンコープの組合員が主体となった事業であるということです。経済のみを優先させるのではなく、いのちに寄り添った事業としていくことが大切と考えています。

そういった視点でみると、現状の電気事業の仕組みなどに関して多くの矛盾に気づきました。今回の訴訟のきっかけは、電気の小売りを始めて電気料金の仕組みを紐解いたことでした。これは特に電気だから、ということでもありません。グリーンコープはいのちを育む食べものをつくるために、例えば、使われている原料や副原料・調味料・添加物をていねいに点検、確認し、情報公開します。野菜であれば、産地や使っている肥料や農薬について調べます。それは、いのちを育むことにつながるからです。それと同じで、「グリーンコープでんき」がどんな電気なのか、電気料金の原価とは何なのかを明らかにして、利用者に情報公開するのは当然だと考えています。

そこから、旧一般電気事業者（大手電力会社）の総括原価方式のことなどにも触れていくことになりました。具体的には電力会社の有価証券報告書等に目を通していきました。

そうすると、「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」など原子力発電に関する費用が、本来送配電の費用に充てるとされる託送料金に含まれていることを知り、「おかしい」と感じるようになりました。

そうした頃、2016年9月8日の新聞で「東京電力福島第一原発の廃炉費用や事故の賠償費用を、電力の自由化以降に事業を始めた新電力事業者にも負担させる動きがある」と知りました。またもや原子力発電の費用、原発事故の賠償費用を新電力に負わせようとしてすることに大きな衝撃を受けました。これらを調べはじめ、2020年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされることが分かってきました。組合員に情報媒介すると、多くの人たちから「どう考えてもおかしい!」「原発の電気は安いとしながら、なぜ原発の費用を託送料金に含めるの?」「原発を擁護する策のように思われてなりません。」といった意見が届きました。私たちグリーンコープは、こうした、電気を利用する生活者の純粋な疑問を解決できるようになりたいと願っています。だからこそ、「知りたい」「事業をするうえでも知ることが大事」と思っており、その後も電気料金の仕組みを調べ続け、組合員に情報媒介をしてきました。

そうやって、4年をかけて九州・中国・関西エリアの42万人の組合員とコミュニケーションを取って検討を重ねてきました。その検討を踏まえて、このたび訴訟に踏み出すことを決断しました。ここに至るまでの組合員検討と同時に、私たちは経済産業省や旧一般電気事業者にお問い合わせや要請をつづけてきました。経済産業省へのお問い合わせと訪問は17回に及びました。グリーンコープエリア内の旧一般電気事業者3社へも7回、いずれも丁寧につづけましたが、この上乗せを思い止まってほしいという私たちの思いが通じることはませんでした。

(三) 託送料金の訴訟の意味について

私たちは、この度の訴訟が、民主主義である日本の国民に残された手段であることを、私たちなりに考えてきました。

日本は民主主義の国です。選挙で選ばれた国民の代表が国政に携わり、国民にとって大事なことは国会で討論されて決められます。その際、すべての情報は国民に開示されなければなりません。しかし、「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という2つの負担金については、国会による法律での決定を経ず、経済産業省の省令で決められてしまいました。それらは今から少なくとも40年以上、新電力事業者とその利用者から徴収されます。月々の負担額は大きな額でないという見方もありますが、今の一般送配電事業者は、旧一般電気事業者の子会社もしくは持ち株会社です。送配電事業者が新電力事業者から回収した2つの負担金は、送配電事業に活用されることなく、旧一般電気事業者に属する原子力事業者に全額が引き渡されます。国民の財産に関わる、このような重大なことは、きちんとした情報開示と丁寧な議論のうえで、今を生きる皆が承知して、理解して決めていかなければならないのではないでしょうか。

今回、私たちは、私たちだけがこの2つの負担金を払いたくないと言っているではありません。誰かが一方的に決めるのではなく、今を生きる皆がこうしたことをちゃんと知り、ていねいな議論をしたうえでどうしていくかをきちんと決めていけるような民主的な社会でなければならないと考え、今回の訴訟を起こしたのです。

この訴訟に向かうにあたり、私たちは精一杯考えてまいりました。私たちにとって、訴訟は重大なことです。その背景に、子どもたちの未来を守っていく母親の責任と覚悟があることをご理解いただきたいと思っています。

以上